

公益社団法人日本滑空協会
日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則

1. 目的

この細則は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）規程第 005 号日本滑空記章規程第 3 条 2 項に基づき日本滑空記章（A 章～銅章）試験の内容を定めるとともに、記章制度の円滑適切な運用を図ることを目的とする。

2. 日本滑空記章証明書および日本滑空記章

2. 1 日本滑空記章有資格者は、日本滑空記章規程により定める手続きにより、日本滑空記章証明書ならびに日本滑空記章の交付を受け、これを携帯、着用することができる。

2. 2 日本滑空記章証明書（記則第 1 号様式）は日本国内で有効とする。

2. 3 日本滑空記章（記則第 2 号様式）は、次に掲げる 4 種類とする。

（1）A 章は、青地に白鷗 1 羽および JA を表示する円形記章とする。

（2）B 章は、青地に白鷗 2 羽および JA を表示する円形記章とする。

（3）C 章は、青地に白鷗 3 羽および JA を表示する円形記章とする。

（4）銅章は、銅葉環付 C 章とする。

3. 日本滑空記章試験の種類および内容

3. 1 A 章試験

（1）A 章試験は、「単独飛行試験」とする。

（2）単独飛行試験の受験者は、次の知識を有することを示さなければならない。

ア 飛行する滑空機の諸元、運用限界、重量重心位置

イ 飛行する滑空機の点検

ウ 滑空場規則、周辺の地形、場周経路および着陸進入要領

エ 緊急時の処置

オ 具体的な見張りの方法

（3）単独飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。

イ 場周飛行を行ない、指定された着陸帯に着陸すること。

ウ 着陸は正常な姿勢で行ない、正常な姿勢で停止すること。

エ 飛行はすべて安全に行なうこと。

3. 2 B 章試験

（1）B 章試験は、「旋回飛行試験」とし、C 章の滞空飛行ができるような環境・条件で安定した飛行ができる技量を有することを確認する。

（2）旋回飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。

イ 左 360 度旋回（円形）および右 360 度旋回（円形）を行なうこと。この旋回バンクは、30 度 ±10 度とする。左旋回および右旋回はいずれを先に実施してもよく、またこれらの旋回は 2 回の飛行に分けて実施してもよい。バンクおよび開始方向と停止方向の明瞭なもののみを本試験課目の旋回として認める。

ウ 着陸は、指定された幅 5m、長さ 60m の区域内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること。こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない。

エ 飛行はすべて安全に行なうこと。

3. 3 C 章試験

(1) C 章試験は、「滑翔試験」ならびに「急旋回飛行試験」とする。

(2) 滑翔試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと

イ 曳航索の離脱後上昇気流を利用して滞空時間 30 分以上の飛行を行ない、滑翔能力を示すこと

ウ 損失高度（離脱高度と着陸地点の高度の差）は、600m 以下

ただし、損失高度が 600m を超えた場合には、600m を超える 30m（切り上げ）ごとに 30 分に 1 分を加えた滞空時間の飛行を行うこと

エ 飛行はすべて安全に行なうこと

(3) 急旋回飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと

イ 1,080 度急旋回（360 度連続 3 回）を行なって、指定された区域内に着陸すること

急旋回のバンクは 45 度とし、急旋回持続中のバンクの変化は±10 度以内でなければならない。

急旋回は、左 1,080 度旋回および右 1,080 度旋回を行なわなければならない。ただし、これら左右の急旋回は、2 回の飛行に分けて実施してもよい。

ウ 着陸は、指定された幅 50m、長さ 250m の区域内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること。こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない。

(5) 滑翔試験ならびに急旋回飛行試験は、同一の飛行において実施することができる。

(6) C 章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、滑翔試験の実施を免除し、その経歴を以って滑翔試験に合格したものとす。

3. 4 銅章試験

(1) 銅章試験は、「滑翔試験」、「野外界着陸試験」ならびに「学科試験」とし、野外界飛行のできる技量を有することを確認する。

(2) 滑翔試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、次に飛行の能力を示すこと

イ 曳航索の離脱後、上昇気流を利用して、滞空時間 2 時間以上の飛行を 1 回、または滞空時間 1 時間以上の飛行を 2 回行なうこと

ウ 損失高度（離脱高度と着陸地点の高度の差）は、600m 以下

ただし、損失高度が 600m を超えた場合には、600m を超える 30m（切り上げ）ごとに 1 時間もしくは 2 時間に 1 分を加えた滞空時間の飛行を行うこと

エ 飛行はすべて安全に行なうこと

(3) 野外界着陸試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと

イ 着陸は野外界に設定され、または野外界を想定して設定された幅 50m、長さ 250m の着陸場内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること
こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない

ウ 指定着陸場は通常の着陸帯以外に設定することが望ましい

エ 飛行はすべて安全に行なうこと

- (4) 学科試験（筆記試験もしくは口頭試験）の受験者は以下の知識を有することを示さなければならない。
- ア 野外飛行計画の作成
 - イ 気象情報・航空情報の把握
 - ウ 無線通信要領
 - エ 地文航法および簡単な推測航法
 - オ 位置不明等緊急時の処置
 - カ 場外着陸場の選定と場外着陸要領
 - キ 機体の取り扱い（組立・分解・点検・係留等）
- (5) 滑翔試験および野外着陸試験は、同一の飛行において実施することができる。
滑翔試験、野外着陸試験および学科試験はどの順序で実施しても構わない。
- (6) 銅章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、滑翔試験の実施を免除し、その経歴を以って滑翔試験に合格したものとする。

4. 日本滑空記章の取得

4. 1 受験資格

- (1) A 章試験を受けようとする者は、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (2) B 章試験を受けようとする者は、A 章保持者または A 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (3) C 章試験を受けようとする者は、B 章保持者または B 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (4) 銅章試験を受けようとする者は、C 章保持者または C 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。

4. 2 日本滑空記章は A 章から順に受験をし、その証明を受けるものとする。

5. 登録および交付

- 5. 1 各章の試験を実施した試験員は、日本滑空記章試験報告書（記則第 3 号様式、以下「試験報告書」という）に合格と判定した試験の内容を記載し、その判定結果に全責任を持つ。
- 5. 2 試験報告書には、合格者の本人特定のため、生年月日等の必要情報を記載するものとする。
- 5. 3 C 章および銅章についての試験報告書には、6. 2 に定める事項のほか、飛行証明書（記則第 3 号様式）を添付しなければならない。
- 5. 4 本協会会長は、日本滑空記章規程第 5 条第 2 項に基づいて提出された試験報告書について、報告日付順、試験合格日付順に合格者に対して管理番号を付し、これを保管し、日本滑空記章証明書（記則第 1 号様式）および日本滑空記章（記則第 2 号様式）の交付、再交付、または照会に対応する。
- 5. 5 日本滑空記章規程第 5 条第 2 項の定めにより滑空記章資格が登録された場合、本協会会長は合格者に対し、日本滑空記章証明書を交付する。
- 5. 6 日本滑空記章証明書の再交付または日本滑空記章の交付、再交付を希望する者は、試験報告書のほか、日本滑空記章証明書／日本滑空記章交付・再交付申請書（記則第 4 号様式）を本協会会長に提出しなければならない。
- 5. 7 前項に定める申請があった場合、本協会会長は申請者の資格を確認のうえ、該当する日本滑

空記章証明書または日本滑空記章を申請者に交付する。

5. 8 日本滑空記章規程第5条に定める登録料ならびに交付手数料は以下のとおりとする。ただし、本協会個人正会員（ジュニア正会員を含む）もしくは既に日本滑空記章証明の登録がされている者が申請をする場合は、登録料を免除する。また、本協会個人正会員（ジュニア正会員を含む）が記章の交付を申請する場合には、初回に限り交付手数料を免除する。

(1) 登録料		1,000 円
(2) 交付手数料	日本滑空記章	1,500 円/件
(3) 再交付手数料	日本滑空記章証明書	500 円/件
	日本滑空記章	1,500 円/件

6. 雑則

6. 1 受験者は、試験に関する費用のすべてを負担しなければならない。ただし、費用の全部または一部について免除されている場合は、この限りでない。
6. 2 試験における受験者の飛行は、その飛行管理者または滑空機操縦教員もしくは団体の担当責任者の監督の下に行なわれるものとする。
6. 3 動力滑空機を用いて日本滑空記章試験を行なう場合、A 章試験の場合を除き、動力の停止をもって曳航索の離脱と見なし、それ以後の飛行は動力を停止した状態で実施しなければならない。

様式

記則第 1 号様式 日本滑空記章証明書 (A 章、B 章、C 章、銅章)

記則第 2 号様式 日本滑空記章 (A 章、B 章、C 章、銅章)

記則第 3 号様式 日本滑空記章試験報告書

記則第 4 号様式 日本滑空記章証明書/日本滑空記章 交付・再交付申請書

改定履歴

財団法人日本航空協会	昭和 42 年 3 月 13 日制定
	昭和 51 年 12 月 10 日改定
	昭和 61 年 4 月 1 日改定
	平成 16 年 4 月 1 日改定
社団法人日本滑空協会	平成 17 年 4 月 1 日改定施行
	平成 19 年 9 月 1 日改定施行 認定申請、報告手続きの変更
	平成 22 年 9 月 1 日改定 報告手続き、様式等の変更、名称を規定から規程に変更
	平成 23 年 9 月 17 日改定 認定申請、報告手続きの変更 (6.1.1 申請期限の追加)
公益社団法人日本滑空協会	平成 28 年 8 月 1 日改訂 一部字句訂正
	令和元年 10 月 1 日規程細則として新規制定施行
	令和 6 年 1 月 1 日 改訂施行 名称変更 A 章～銅章を追加 特例による試験の免除、第 5 号様式削除 公式立会人の削除、一部字句修正

記則第 1 号様式 日本滑空記章証明書 名刺サイズ (縦 55 mm 横 91 mm) のカード

A 章



日本滑空記章証明書

A 章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

B 章



日本滑空記章証明書

B 章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

C 章



日本滑空記章証明書

C 章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

銅章



日本滑空記章証明書

銅章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

記則第 2 号様式 日本滑空記章
A 章



B 章



C 章



銅章



記則第 3 号様式

用途: 各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章試験報告書

_____年____月____日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章____章合格を下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。

フリガナ _____
 合格者氏名 _____ 性別 男・女 日本滑空協会 会員番号 No. _____
 生年月日 _____年____月____日
 所属(クラブ・学校) _____
 現有滑空記章の有無: 有 無 (無の場合、登録料¥1,000)
 現有国内滑空記章____章 No. _____ * 上記、ボックスにチェックし、有の場合は章の種別、番号を記入
 住所 〒 _____
 E-mail _____
 申請記章試験合格日 _____年____月____日
 報告者氏名 _____ 日本滑空記章試験員No. _____

飛行証明書(C章および銅章の試験報告書に添付)

滑空時間: _____時間____分	滑空時間: _____時間____分
飛行日: _____年____月____日	飛行日: _____年____月____日
滑空機: _____式____型	滑空機: _____式____型
JA _____ ウインチ・航空機曳航・自力発航	JA _____ ウインチ・航空機曳航・自力発航
損失高度: _____m	損失高度: _____m

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

報告者氏名 _____
 記章試験員No. _____

報告者氏名 _____
 記章試験員No. _____

《登録料》日本滑空記章を初めて申請する際の登録料: 1,000 円 (合格者が滑空協会個人会員の場合は免除)

《送金先》

- ・ 郵便払込 口座番号: 00110-2-118006 加入者名: 公益社団法人日本滑空協会
- ・ 銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No. 0214517 口座名: 公益社団法人日本滑空協会
- ・ 現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送
 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記則第 3 号様式 (2/2)

各章試験結果のチェックリスト

A 章試験

- 滑空機操縦教員の推薦または承認を得た
- 単独飛行に必要な知識を確認した
- 単独飛行試験を実施した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

B 章試験

- A 章を保有もしくは A 章試験に合格して申請中である
- 旋回飛行試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

C 章試験

- B 章を保有もしくは B 章試験に合格して申請中である
- 30分間の滑翔飛行を実施し、飛行証明書に記入した
- 急旋回飛行試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸し停止した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

銅章試験

- C 章を保有もしくは C 章試験に合格して申請中である
- 2時間もしくは1時間2回の滑翔飛行を実施し、飛行証明書に記入した
- 野外界着陸試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸し停止した
- 学科試験に合格した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

記則第 4 号様式

用途: 各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章保持者→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章証明書/日本滑空記章 交付・再交付申請書

_____年____月____日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A 章 B 章 C 章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)

① 日本滑空記章(バッジ)交付・再交付 (該当する項目に○をして下さい)

② 日本滑空記章証明書再交付(証明書No._____)

フリガナ _____

申請者氏名 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

日本滑空協会 会員番号 No. _____

所属(クラブ・学校) _____

住 所 〒 _____ - _____

電 話 _____ - _____ - _____

E-mail Address _____

記

A 章、B 章、C 章、銅章 交付・再交付手数料

① 日本滑空記章(交付・再交付)各 1 件 1,500 円(税込)

② 日本滑空記章証明書(再交付)各 1 件 500 円(税込)

* 日本滑空記章は申請者が日本滑空協会個人会員の場合には初回に限り免除します。

* 日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。再交付以外はこの申請書の提出は不要です。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

《送金先》

郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会

銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会

PayPal 決済 <http://www.japan-soaring.or.jp/jsa/paypal/howtopaypal/>

現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

日本滑空記章制度要領（受験者・試験員）

1. 受験前の準備

受験者： 受験資格の確認

- ① 下位章の資格保有または合格済であるかの確認
- ② 滑空機操縦教員の推薦または承認を得ること

試験員： 受験者の確認

- ① 受験者の受験資格ならびに受験課目相当の技量の有無の確認

2. 受験

- ① 日本滑空記章試験員に受験意思を伝え、指示に従って受験する。
- ② 受験者は、受験する団体において、試験に伴う費用が必要な場合は支払う。

3. 試験後の手続き

- ① 日本滑空記章試験員は受験者に合否を伝える。
- ② 日本滑空記章試験員は、受験者が合格をした場合、試験報告書（記則第 3 号様式）により試験合格日から 6 ヶ月以内にその内容を本協会会長に報告する。
必要に応じ、飛行証明書（記則第 3 号様式）を添付する。
試験員からの報告書提出を原則とするが、試験員が内容を確認し保証すれば、合格者本人が試験報告書類を直接協会に提出してもよい。
- ③ 現有滑空記章がない合格者は、申請の際に登録料として 1,000 円を支払う。ただし、当該合格者が日本滑空協会個人正会員（ジュニア正会員も含む。）の場合は、申請にかかるこの登録料は免除される。
- ④ 既に滑空協会において滑空記章資格の登録・証明がされている場合（制度移管前の航空協会が所管していた時に登録している場合も含む。）、ならびに③において登録料を過去に一度納めたことがある場合は、あらたな滑空記章資格の申請について、会員・非会員にかかわらず無料で登録される。
- ⑤ 日本滑空協会個人正会員（ジュニア正会員も含む）が記章を申請する場合は、初回に限り交付手数料は免除される。

日本滑空記章制度要領（協会）

1. 日本滑空協会は、滑空記章資格証明に関する各種照会に対応する。
2. 日本滑空協会は、試験報告書の報告日付順、試験合格日付順に登録番号を付し、データを登録、保管するとともに、協会機関誌で各章の合格者を発表する。
3. 日本滑空協会は、提出された試験報告書に基づき、日本滑空記章の各章を登録した後、試験報告者（試験員）に登録事項を通知するとともに、合格者に日本滑空記章証明書を交付する。
4. 合格者が日本滑空記章（バッジ）を希望し、合格者から交付・再交付申請書（記則第 4 号様式）の提出と交付手数料を受けた場合、滑空協会は、登録データを確認のうえ、該当する記章を合格者に対し交付する。
5. 日本滑空記章証明書または日本滑空記章の再交付の申請があった場合も 4 と同様の手順により、再交付する。

関連規程

世界の航空スポーツは FAI : Fédération Aéronautique Internationale によって統括されており、日本国内では FAI NAC (National Aero-sports Control) である一般財団法人日本航空協会が統括している。

- ・ FAI SPORTING CODE GENERAL SECTION FAI 制定
<https://www.fai.org/documents>

- ・ FAI SPORTING CODE SECTION 3: GLIDING FAI 制定
<https://www.fai.org/igc-documents>

- ・ F A I 国際滑空記章交付規程 (一財) 日本航空協会 制定
 国内章の上位章として、FAI が管理している FAI 国際滑空記章があり、銀章、金章、ダイヤモンド距離章、ダイヤモンド目的地章、ダイヤモンド高度章、3 ダイヤモンド章、750 km 以上章 (750 km 章、1,000 km 章、1,250 km 章、1,500 km 章等 250 km 毎) が制定されている。
<https://www.aero.or.jp/sports/insignia/>

- ・ 日本記録及び世界/大陸記録の証明及び認定規程 (一財) 日本航空協会 制定
<https://www.aero.or.jp/sports/council/notice/>

- ・ 公式立会人規定 (一財) 日本航空協会 制定
<https://www.aero.or.jp/sports/council/notice/>

- ・ 日本滑空記章規程 (公社) 日本滑空協会規程
 滑協規第 005 号

- ・ 日本滑空記章試験員規程 (公社) 日本滑空協会規程
 滑協規第 006 号

記則第 3 号様式

用途: 各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章試験報告書

2019 年 6 月 1 日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章 A 章合格を下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。

フリガナカクウ ゴロウ.....
 合格者氏名 滑空 五郎 性別 (男)・女 日本滑空協会 会員番号 No.
 生年月日 2000 年 5 月 25 日
 所属(クラブ・学校) ○○大学航空部/△△グライダークラブ
 現有滑空記章の有無: 有 無 (無の場合、登録料¥1,000)
 現有国内滑空記章 章 No. * 上記、ボックスにチェックし、有の場合は章の種類、番号を記入
 住所 〒000-0000 ○○県△△市××区△□□ 滞空マンション 101
 E-mail XXXX@sample.ne.jp
 申請記章試験合格日 2019 年 5 月 28 日
 報告者氏名 曳航 二郎 日本滑空記章試験員No. 0000

日本滑空協会個人会員の方は、登録料 1,000 円は免除されます。

飛行証明書(C 章および銅章の試験報告書に添付)

滑空時間: _____ 時間 _____ 分
 飛行日: _____ 年 _____ 月 _____ 日
 滑空機: _____ 式 _____ 型
 JA _____ ウインチ・航空機曳航・自力発航
 損失高度: _____ m

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

報告者氏名 _____
 記章試験員No. _____

滑空時間: _____ 時間 _____ 分
 飛行日: _____ 年 _____ 月 _____ 日
 滑空機: _____ 式 _____ 型
 JA _____ ウインチ・航空機曳航・自力発航
 損失高度: _____ m

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

報告者氏名 _____
 記章試験員No. _____

《登録料》日本滑空記章を初めて申請する際の登録料: 1,000 円 (合格者が滑空協会個人会員の場合は免除)

《送金先》

- ・ 郵便払込 口座番号: 00110-2-118006 加入者名: 公益社団法人日本滑空協会
- ・ 銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No. 0214517 口座名: 公益社団法人日本滑空協会
- ・ 現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記則第 3 号様式 (2/2)

各章試験結果のチェックリスト

A 章試験

- 滑空機操縦教員の推薦または承認を得た
- 単独飛行に必要な知識を確認した
- 単独飛行試験を実施した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

B 章試験

- A 章を保有もしくは A 章試験に合格して申請中である
- 旋回飛行試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

C 章試験

- B 章を保有もしくは B 章試験に合格して申請中である
- 30分間の滑翔飛行を実施し、飛行証明書に記入した
- 急旋回飛行試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸し停止した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

銅章試験

- C 章を保有もしくは C 章試験に合格して申請中である
- 2時間もしくは1時間2回の滑翔飛行を実施し、飛行証明書に記入した
- 野外界着陸試験を実施した
- 指定された着陸帯に着陸し停止した
- 学科試験に合格した
- 試験合格日から6ヶ月以内である

記則第 4 号様式

用途: 各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章保持者→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章証明書/日本滑空記章 交付・再交付申請書

2019 年 10 月 1 日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A 章 B 章 C 章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)① 日本滑空記章(バッジ) 再交付 (該当する項目に○をして下さい)

② 日本滑空記章証明書再交付(証明書No. 9999)

証明書の再交付を希望する
以外は、この申請書の提出
は不要です。(報告書のみ
提出で良い。)

フリガナカックウ サブロウ.....

申請者氏名 滑空 三郎 1990 年 2 月 19 日生

日本滑空協会 会員番号 No. 0000

所属(クラブ・学校) ○○大学航空部/△△グライダークラブ

住所 〒 000 - 0000

○○県○○市××区△△

電話 - -

E-mail Address XXXX@sample.ne.jp

記

A 章、B 章、C 章、銅章 交付・再交付手数料

① 日本滑空記章(交付・再交付)各 1 件 1,500 円(税込)

② 日本滑空記章証明書(再交付)各 1 件 500 円(税込)

* 日本滑空記章は申請者が日本滑空協会個人会員の場合には初回に限り免除します。* 日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。再交付以外は
この申請書の提出は不要です。滑空協会個人会員の方は
初回に限り交付手数料
1,500 円が免除されます。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

《送金先》

郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会

銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会

PayPal 決済 <http://www.japan-soaring.or.jp/jsa/paypal/howtopaypal/>

現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局